

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 明松会

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

① 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。法人内事業所では利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体拘束に該当する具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると個別支援会議にて判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や支援の見直し等により拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努めます。

- ① 障がい特性の理解と基本的な支援の向上により身体拘束リスクを除きます。利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

管理者（施設長）・サービス管理責任者・支援専門員・支援主任・権利擁護推進委員

等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に障がい特性による行動・心理状態について施設全体で習熟に努めます。

③ 身体拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく対応を一緒に考えます。

2 身体拘束適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束を適正化することの目的として「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

身体拘束適正化検討委員会は、年に2回以上開催し、次のことを検討します。

① 本指針の確認及び見直し

② 発生した「身体拘束」の状況・手続き・方法について検討し、適正に行われているのかを確認する。

参考様式1 身体拘束における説明及び同意書

参考様式2 身体拘束に関する態様・経過観察・検討内容の記録

③ 身体拘束適正化検討委員会において、②で報告された事例を集計し、分析を行う。

④ 事例の分析にあたっては身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因・結果をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。

⑤ 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し検討及び対策を講じる。

⑥ 身体拘束適正化に係る研修会の企画・実施。

身体拘束適正化検討委員会(※以下、委員会)を設置し、各施設・事業所において身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は年に2回以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的束を実施している場合(※実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

委員会は、以下の委員を持って構成します。

理事長・施設長・管理者・サービス管理責任者・看護師・第三者委員、和光園保護者会が推薦した者

(3) 記録及び周知

委員会の議事録やレジュメを委員長、または委員長が指名する者が取りまとめ、各部署に配布。支援員その他の法人従業者に周知徹底します。

3 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束適正化のため支援員・看護師・世話人、その他の従業者について職員採用時のほか、年一回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者・実施日・実施場所・研修名・内容(研修概要)を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

※身体拘束の適正化 フローチャート参照

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束適正化フローチャートを元に、個別支援会議にて身体拘束の必要性を検討し必要と判断された場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとします。拘束の実施後も日々の態様等、毎月実施する個別支援会議で拘束解除に向けた検討・試行を行います。

尚、身体拘束に係る個別支援会議には、原則として管理者（施設長）・サービス管理責任者・支援専門員・支援主任・ケース担当が出席します。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人・保護者等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・その他（改善に向けての取り組み・予測される事項等）

※参考様式①「身体拘束に係る説明及び同意書」

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体拘束適正化検討委員会で拘束解除に向けた対応の検討と確認を行います。

※参考様式②「身体拘束に関する利用者の日々の態様記録」

6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように施設への掲示し、施設ホームページへ掲載します。

令和4年4月1日